

パソコンレンタル約款

コーユー/ノテックス株式会社(以下「甲」)が借借人のお客様(以下「乙」という)に対するレンタル物件(以下「物件」という)の賃貸(以下「レンタル」という)に際し、以下の各条に乙は了承頂くものとします。

第1条(担保責任)

甲は乙に対し、引渡し時に物件が正常な性能を備えている事のみを担保します。物件の商品性、乙の使用目的への適合性については、これを担保しません。乙は物件の性能に欠陥があると判断した場合、乙は引渡し日より2日以内に甲に対し通知しなければならず、通知のない限り、物件は正常な性能を備えた状態で乙に引き渡されたものとします。

第2条(支払い)

乙は甲、又は甲の代理人からの請求書に基づき、同記載のレンタル料金を、同記載の支払期限までに支払を行います。物件の請求対象期間は請求書に記載の通りとします。

第3条(物件の使用、保管)

乙は善良な管理者の注意をもって物件を保守・管理し、消耗品その他の保守・管理費用を負担します。乙が物件をレンタル申込時の設置場所以外に移転する場合、事前に書面により甲の承諾を必要とし、甲、または甲の指定した者が物件の調査を求めた場合、乙はこれに応じます。

第4条(物件の交換)

物件に障害が生じた場合、甲は乙の申し出により物件の交換または修理を行います。物件の交換については、甲が交換する機材を選定し、納品場所にて交換を行います。乙は交換した物件について、当初の物件と異なる場合がある事を了承します。また、物件内のデータ(電子情報)に関し、第13条の通り甲は一切の責任を負いません。

2.前項に定める障害は、物件に内在する電氣的・機械的な障害に限り、それ以外の以下各号に列記する障害については、甲は責任を負いません。

- ① ソフトウェアのインストール、周辺機器の接続等、乙により物件に変更が加えられた場合
- ② ソフトウェア自体の不具合
- ③ ソフトウェアに起因してハードウェアに生じた障害
- ④ 乙による物件の操作、及び設置上の過誤、それに伴う物理的破損
- ⑤ 落雷、火災、地震等、天災地変に起因する問題
- ⑥ その他、甲の故意または過失に基づかないもの

3.本条における交換又は修理の申込受付時間は、甲の営業日における午前9時より午後5時45分までとします。交換及び修理に関して発生する設置、調整、データ移行等交換に伴う作業は、乙の負担とします。

4.乙は、本条における交換又は修理による物件の使用不能に関し、甲に対しレンタル料の減額や損害賠償等の請求を一切行わないものとします。また、物件の交換又は修理に過大な費用もしくは時間を要する場合は、甲はレンタル契約を解除することができます。この場合、乙は甲に物件を返還し、併せて甲に対する金銭債務全額を支払うものとする。

第5条(物件の使用に起因する損害)

レンタル期間中において、物件の設置、保管および使用によって第三者が損害を受けた場合、その原因の如何を問わず、乙が

全責任を負います。乙、及び乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

2.物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他知的財産権に抵触する事によって生じた損害および紛争について甲は一切の責任を負いません。

3.第1項、及び前項において、甲が損害の賠償を余儀なくされた場合、乙は甲が支払った賠償額を甲に支払います。

第6条(禁止事項)

乙がレンタル期間中に、物件をその本来の使用目的以外に使用することを禁止します。また、乙による物件の改造及び加工(甲の書面による承諾のある場合を除く)、分解、修理、調整、汚染を禁じます。また、貼付された甲の所有権を明示する標識、及び調整済みの標識等の除去を禁止します。

第7条(保険)

甲は甲の負担により物件に動産総合保険を付保します。

2.物件について保険事故が発生した場合、乙は直ちにその旨を甲に通知すると共に、甲の保険金受領手続に必要な一切の書類を、遅滞無く甲に交付します。

3.前項により保険金が甲に支払われた場合、乙は、甲に支払われた保険金を限度として、当該物件にかかる第9条の支払を減免されます。

第8条(プログラムの複製等の禁止)

乙が、物件の一部を構成するプログラムに対し、次の行為を行うことを禁止します。

- ① 有償無償を問わず、プログラムの全部または一部を譲渡、もしくは再使用权を設定し、第三者に使用させること。
- ② プログラムの全部又は一部の複製。
- ③ プログラムの変更、又は改作。
- ④ プログラムを本契約以外の物件に使用すること。

2.乙は、プログラムの保管、あるいは使用に起因して損害が発生した場合、その原因の如何を問わず全責任を負う。

第9条(物件の滅失・毀損)

乙が物件を滅失、または毀損した場合、乙は甲に対して、代替物件の購入費用、または物件の修理費用の相当額を支払い、さらになお損害がある場合、これを賠償します。上記の事由の場合もレンタル料金は発生し、乙はその支払義務を免れません。上記が甲の責による事由の場合は、この例外とします。

2.前項の滅失には物件が修理不能となった場合、また所有権の侵害を含み、また毀損には物件の所有権の制限を含みます。

第10条(解約)

取り決め等による特約のない限り、乙はレンタルを途中で解約する事ができます。解約の場合は事前に甲に通知の上、物件を甲の指定する場所に返還します。

第11条(契約違反による解除)

乙が次の各号の一つにでも該当した場合、甲は催告を要せず、通知によりレンタル契約を解除することができます。

- ① レンタル料、あるいはそれ以外の甲に対する金銭債務への支払が1回でも怠った場合。
- ② 支払を停止した、または小切手もしくは手形の不渡りが発生した場合
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などがあった場合、また整理、民事再生、破産、会社

更生等の手続開始の申立があった場合

- ④ 営業の廃止、解散の決議をした場合、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた場合
- ⑤ その他、乙に経済上の問題があると認められる、相応の理由のある場合

2.レンタル契約が解除された場合、乙は甲に物件を返還し、併せて甲に対する金銭債務全額を支払い、さらにその他に甲に損害のある場合は、これを賠償します。

第12条(物件の返還)

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、乙は甲に対し、直ちに物件を甲の指定する場所に返還します。

2.乙が返還を怠った場合、レンタル期間の終了日の翌日から物件の返還日までを延滞期間とし、その延滞期間の1ヶ月あたり、レンタル料金(基本料金)と同額の遅延損害金を支払うものとする。なお、延滞期間の1ヶ月に満たない日数は、切り上げて1ヶ月とみなします。

第13条(データに関する免責)

物件内のデータ(電子情報)の保存に関し、甲は一切責任を負わず、物件内のデータ(電子情報)の破損・消失に対し、甲は、何らの義務および責任も負いません。

2.乙は甲に対し、データの返還、修復、削除、賠償等の請求をせず、かつ乙は甲に対し、著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の権利を行使しないものとします。これは物件がレンタル期間中返還後に関わらず、またその理由の如何を問わず、適用されるものとします。

第14条(情報漏洩に関する免責)

乙は物件の返還、及び交換に伴う返還(以下「返還」)に際し、物件に蓄積されたデータ(電子情報)を消去して返還します。返還された物件にデータが残存していた場合、残存しているデータの漏洩等に起因する、乙またはその他の第三者が生じた損害に関し、甲は一切の責任を負いません。

第15条(ウイルス感染に関する免責)

物件がコンピューターウイルス、及びそれに類するプログラム(以下「ウイルス」)に感染した場合の被害に関し、甲は一切の責任を負わず、データ(電子情報)の修復に関しても、何らの義務及び責任を負担しないものとします。

2.甲から引き渡された物件を、乙は引渡し時にウイルスに関し直ちに検査するものとし、その検査後に何ら異議を甲に申し出ない場合は、正常な状態で乙に引き渡されたものとします。

第16条(協議事項)

本契約に定めなき事項及び疑義ある事項については甲乙、信義則に基づき協議して解決するものとします。